

# 「介護職員等処遇改善加算」 専門家による無料相談のご案内

令和6年6月から新しく「介護職員等処遇改善加算」（以下「新加算」とする）が創設され、今までよりもわかりやすく、取得しやすくなりました！

専門家（処遇改善加算の取得支援を行う社会保険労務士）が制度概要から加算取得に必要な準備・申請まで、事業所の状況に合わせてご説明いたします。お気軽にご相談ください！

## 対象事業所

「新加算」を届出していない事業所及び、より上位の加算区分への移行を検討されている事業所

相談回数・時間

1事業所1～2回

1回あたり2時間程度

費用

無 料

事業所での実施

又は

オンラインでの実施



## 【お申込から相談支援までの流れ】

FAX等により  
申込書提出



センターより事業所へ内容の確認し、専門家と日時を調整いたします。



専門家との個別相談  
(事業所又はオンライン)

処遇改善加算を取得すると、利用者の自己負担があがることになり、利用者に理解を得られるか心配とお声も聴かれますが、介護人材不足は多くの国民に理解されており国が介護職員の給与アップ（処遇改善加算）を図っていることも知られています。

今年度は多くの介護事業者が「新加算」を取得して処遇改善を行いますので、利用者にも説明もつきやすく理解を得やすい状況かと思われます。

この機会に新規取得やより上位の加算区分への移行に向けてご検討ください。

## 【お申し込み・お問い合わせ先】

公益財団法人 介護労働安定センター 石川支部  
〒920-0907 金沢市青草町88番地 近江町いちば館5階  
TEL/FAX 076-260-1561 / 076-260-1562  
E-mail lshikawa@kaigo-center.or.jp

